

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び泉佐野市契約規則（平成 12 年泉佐野市規則第 23 号）第 3 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 9 日

泉佐野市長 千代松 大耕



1 入札に付する事項

- (1) 物件番号 jyoseil
- (2) 売却物件（動産） 無線 LAN ギガビットルーター43 台
- (3) 物件概要 ELECOM 製 WRC-1167GHBK2-S（2019 年製造・中古品）
- (4) 予定価格 43,000 円
- (5) 入札保証金 4,300 円
- (6) 入札締切日 令和 8 年 2 月 24 日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て充足する個人又は法人であること。

(1) 個人又は法人の構成員が、以下の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 泉佐野市が定める泉佐野市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める KSI 官公庁オークションに関連する規約の内容を承諾し、道守することができること。

ウ 泉佐野市暴力団排除条例（平成 24 年泉佐野市条例第 28 号）第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当しない者であること。

エ 日本語を完全に理解できること。

オ あらかじめ入札参加申込みの手続を完了していること。

(2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できない。

次に掲げる事項のいずれかに該当し、その事実があった後 2 年を経過していない者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑し、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 泉佐野市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 泉佐野市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は泉佐野市との契約を履行することを妨げた者

- エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて、泉佐野市との契約を履行しなかった者
- カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- キ 泉佐野市の公有財産に関する事務に従事する職員

3 入札の方式

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「官公庁オークション」という。）を利用した一般競争入札により行う。

なお、入札参加手続等については官公庁オークションの泉佐野市公有財産売却ページ（以下「官公庁オークション泉佐野市ページ」という。）において公開する。

4 入札に必要な各種様式及び売却物件に関する資料の配布

入札に必要な各種様式の配布は、泉佐野市のホームページに掲載することにより行う。

また、売却物件の概要、写真等は、泉佐野市のホームページ及び官公庁オークション泉佐野市ページにおいて公開する。

5 入札参加申込及び入札保証金の納付等

次の手続きを完了しない者は、入札に参加できない。

(1) 仮申込み

あらかじめ取得した官公庁オークションサイトのログイン ID を使用し、官公庁オークションにおいて、令和 8 年 1 月 14 日（水）13 時から令和 8 年 2 月 3 日（火）14 時までに行うこと。

(2) 本申込み

(1)の仮申込みを行った上、泉佐野市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」という。）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、下記のいずれかの書類（以下「必要書類」という。）を添付し、泉佐野市に送付または持参してください（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）。

《必要書類》

個人の場合・・・住民票(写)、運転免許証(写)、住民基本台帳カード(写)、印鑑登録証明書(写)、パスポート(写)のうち、いずれか
※落札者は、売買契約時に印鑑登録証明書(契約時の3か月以内の交付のもの)が必要になります。

法人の場合・・・商業登記簿謄本(写)又は登記事項証明書

(3) 入札保証金の納付

- ア 入札に参加する者は、クレジットカード、銀行振込又は直接持参のいずれかの方法により納付する。入札保証金は、予定価格（最低売却価格）の100分の10の金額とする。
- イ 落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に全額契約保証金に充当するものとする。
- ウ 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後に還付する。
- エ 入札保証金には、利息を付さない。

(4) 本市による本登録

仮申込の入力内容、本申込みの提出書類に不備がないこと及び入札保証金の納付が確認できれば、本市が官公庁オークションサイトにおいて本登録を行う。

6 下見会の開催

(1) 物件の下見を希望する者に対して、下記の場所及び日時において予約を受けた上行うものとする。

ア 場所：泉佐野市役所（本庁舎4階 市長公室政策推進課・情報政策係）

イ 日時：平日（開庁日）の9時から17時まで（正午から13時までを除く）の間に泉佐野市が指定する日時

7 入札期間及び方法

(1) 入札期間 令和8年2月17日（火）13時から
令和8年2月24日（火）13時まで

(2) 入札方法

ア 上記5の(1)から(3)の全ての手続を完了した者は、ログインIDで入札（入札金額を官公庁オークション上に入力）すること。

イ 入札（入札金額の入力）は1回のみとし、入札する者の都合による取消し又は変更はできない。

ウ 持参又は送付による入札書の郵便等による入札書の提出は認めない。

8 開札及び落札者の決定

(1) 令和8年2月26日（木）13時以降に官公庁オークション上において開札を行う。

(2) 当該物件の予定価格（最低売却価格）以上で、かつ最高価格である入札金額を売却決定金額とし、当該金額で入札した者を落札者とする。

(3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

(4) 当該物件に落札者のログインID及び売却決定金額を官公庁オークション上において公開する。

9 契約保証金の納付

落札者は、落札の決定後に契約保証金を納付すること。

契約保証金は、予定価格の100分の10の金額(4,300円)とし、落札者の納付した入札保証金を、全額契約保証金に充当するものとする。

10 契約の締結

(1) 落札者は、令和8年3月3日(火)17時までに売買契約書により契約を締結しなければならない。

(2) 落札者が泉佐野市の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、契約保証金は、泉佐野市に帰属する。

11 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金(納付する金額)は、落札金額から契約保証金を差し引いた金額とする。

(2) 契約を締結した者は、令和8年3月10日(火)14時30分までに泉佐野市が指定する方法により、当該契約に係る売払代金の残金を納付しなければならない。

(3) 納付期限までに納付が確認できない場合は、契約保証金は損害金として泉佐野市に帰属する。

12 物件の引渡し

売払代金の納付を泉佐野市が確認した後売払代金納付時の現状のまま売却物件を引き渡す。原則として、引渡しは泉佐野市役所(庁舎4階 市長公室政策推進課・情報政策係)において行う。

なお、引渡しに関する一切の費用は、落札者の負担とする。

13 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者又は競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札又は入札説明書(ガイドライン)に記載する無効な入札に該当する場合は、無効とする。

14 その他

(1) 入札参加者は、KSI 官公庁オークション泉佐野市ページ、市ガイドライン等を確認し、これらの条項を遵守すること。

(2) この公告、市ガイドライン等に記載する事項及び下見会で確認した売却物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。また、泉佐野市は、契約不適合責任を負わない。

(3) 契約締結後に当該契約に定める義務を履行しないときは、損害に相当する金額を賠償金として泉佐野市に支払わなければならない。

15 この公告についての問合せ先

泉佐野市市場東一丁目1番1号 泉佐野市市長公室政策推進課・情報政策担当

TEL 072-463-1212 (代表) 内線 2425

FAX 072-464-9314

E-mail jyosei@city.izumisano.lg.jp